

参 与

おはようございます。

委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第18回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

参 与

初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。

それでは、会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。欠席の届け出が7番、信田浩則委員、20番、田口繁委員より提出されてございます。ただいまの農業委員の出席者数は22名、最適化推進委員の出席者数は26名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、私から10月の総会から本日までの業務報告を申し上げます。

お手元に配付してございます平成30年11月総会までの業務報告書をごらんください。

10月11日でございますけれども、第17回農業委員会総会を委員19名の出席をいただき、仙北庁舎の3階の会議室において開催してございます。

10月19日には、平成30年度市町村農業委員会職員農地情報システム操作研修会が秋田市の文化会館で開催され、事務局の担当が出席してございます。

10月25日には、秋田県農業会議第31回常設審議委員会が秋田パークホテルで開催され、会長及び事務局が出席しております。

同じ25日ですけれども、終了後に秋田県農業会議第15回理事会が開催され、会長が出席してございます。

そして、今月に入りまして、先般、11月1日でございますけれども、秋田県農業委員会大会が秋田市文化会館で行われ、農業委員23名、推進委員20名の出席をいただいております。

以上が主な業務報告でございます。

それでは、会議に入る前に、今回皆様にお配りしている総会資料、総会議案に事情により欠番が生じてございます。

資料の47ページをお開き願います。

よろしいでしょうか。

議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」の21番と22番でございますけれども、借受人の方が議案作成後にお亡くなりになった、死亡したことによりまして、欠番といたしますので、どうかよろしく願います。

それと、もう1件ございます。

51ページをお開き願います。

51ページの25番でございますけれども、これも先ほど同様の理由により、こちらも欠番となりますので、よろしく願います。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

(なしの声)

議 長

質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第3号1番から3番及び5番から24番並びに26番から254番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第3号1番から3番及び5番から24番並びに26番から254番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

議案第4号の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」を議題とします。

参 与

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について
農業委員会等に関する法律第7条に基づき、大仙市農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」の決定について意見を求める。
平成30年11月7日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

それでは、私のほうから説明させていただきます。

資料の55ページから58ページまで案が載っております。そちらを見ながら検討をお願いいたします。

農業委員会等に関する法律の平成28年4月に改正が行われたわけでございますけれども、農業委員会におきましては、農地等の利用の最適化の推進が必須業務として位置づけられたことから、同法第7条によりまして、農業委員と推進委員が連携し、農地の利用の最適化の推進が一体的に進んでいくよう指針を定めるよう努めなければならないとされております。このことから、大仙市農業委員会におきましても、遅くはなりましたけれども、本指針を定めたいというものでございます。

去る9月7日の役員会におきまして案を提出いたしまして、本日上程するものでございます。

指針の策定に当たりましては、全国農業委員会ネットワーク機構や秋田県農業会議が提示しているいわゆる参考例というものをもとに作成させていただいております。

55ページの下から2段落目にありますとおり、農林水産業・地域の活力創造プランの目標年度に合わせ、平成35年を目標年度としております。また、数値ですとか取り組み方法につきましては、農業委員の改選期に合わせて検証・見直しを行うとしております。

また、本日、その他で皆様にご説明いたしますけれども、本指針の策定につきましては、農地利用最適化交付金事業を活用するための必要要件となっております。

まず、55ページでございます。

基本的な考え方でございます。こちらについてですけれども、上から2段目から「大仙市は」とあるところですが、こちらに大仙市の現在の状況を記載させていただいております。

続きまして、56ページでございます。

具体的な目標と推進方法の1番といたしまして、遊休農地の発生防止・解消についてを記載させていただいております。

こちらの(1)の解消目標でございますけれども、平成30年3月末現在で、大仙市におきましては遊休農地が77.2ヘクタールあるということになっております。こちらにつきましては、平成30年度は現状の遊休農地面積の15%を削減するということを目標とし、その後は20%ずつ、遊休

農地面積の20%を削減をするということを目標として数値を策定させていただいております。

最終目標につきましては、こちら注の3にも書いておりますけれども、「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積はゼロと書かせていただいたところでございます。

続きまして、57ページでございます。

こちらは、今度は担い手への農地の集積・集約についてでございます。

こちら、平成30年3月末現在、大仙市では65%が担い手に集約されているところでございます。こちらは、平成30年度以降毎年集積面積の5%増を目標にし、各数値を算定させていただいたところでございます。

また、こちらにつきましても、注2にあるとおり、「農林水産業・地域の活力プラン」の政策目標に基づき、最終目標を80%とするというようにしたところでございます。

次に、58ページでございます。

こちらは、新規参入の促進目標でございます。

こちら、平成30年3月末ですので平成29年度中ということですが、大仙市では10経営体が新規参入として入ってきておりまして、取得面積が14.62ヘクタールとなっております。こちら、先ほど会長から挨拶でお話があったとおり、大仙市は、非常に、県内他市町村に比べまして新規参入の数、面積ともに多い状況でございます。よって、目標年度の平成35年度まで毎年10経営体、そして15ヘクタールの集積を目標に数値を算定させていただいたところでございます。

なお、こちら35年度までの目標となっております。単年度における具体的な活動につきましては、55ページの一番下の段落にございますけれども、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく目標及びその達成に向けた活動計画のとおりとするとしております。こちらにつきましても、本年7月10日におきまして、大仙市の計画を皆様へ配付しております。また、ホームページでもごらんいただくことが可能でございますので、後ほどご確認していただきたいと思っております。

簡単ではございますけれども、案につきまして説明いたしました。

本総会におきましては、推進委員の皆様も来ていただいておりますので、推進委員の皆様からもご意見等をいただき、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

田村委員。

田村委員

15番の田村でございます。

ただいまについては、何ら、これでいいというふうに思います。

ずっと思っていることが一つあって、それは何かというと、春にも大仙市の農業振興課の方が来ていて市の農政の説明ももらいました。その中で、茂木委員の質問もあったんですけど、農業委員会ですので、ここ数年は農業委員会の役員としては農地を集積・集約すると、それから担い手育成と、当然、農業委員会ですので、遊休農地の解消と、そのところが大きく取り上げられるわけなんですけど、国の政策があって、県の施策があって、市の施策もあるわけですけども、ずっと市の施策はいずれにしても、農地、大仙市の農地が大きいわけです。

ちょっと長くなってすみませんけれども、米と大豆として、大豆のところは結構市単独で補助金をつけてる訳ですけど、その補助金のつけ方をそろそろ我々農業委員会自身で、私はちょっと改良したいなというふうには思っています。それはどこかというところ、大豆については、団地化、それから等級のいいものになると、それから飼料がちょっと高ければ補助がありますよという施策なんですけど、それはやっぱり該当するところは平野部のところだけで、なかなか私たちのところも、住んだところもやっていますし、該当しないんですよ。それは、我々、今、大豆をやって、もし撤退したら、そこは遊休農地になっちゃうんですね。そういうことを考えると、補助金の出し方を、いわば強いところへどんどん補助金を出して、そこを伸ばそうというのはわかるんですけど、弱いところに補助金を出していただければなというふうに思っております。

議 長 以上、報告といたします。

議 長 次に、報告第2号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。

参 与 報告第2号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
 平成30年11月7日提出
 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 事務局より報告願います。

参 与

60ページをごらん願います。

事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

1番、大仙市金山沢字堤ノ下32番地、農事組合法人金山沢ファーム、代表理事、大友金己知。

2番、大仙市協和峰吉川字西窪37番地24、農事組合法人エコフレンドリー秋田、代表理事、伊藤和廣。

以上、2法人からの報告がありました。

詳細につきましては、61ページから66ページをごらん願います。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると思われまので、報告いたします。

議 長 以上、報告といたします。

議 長 これで本日の日程全て終了しました。
 引き続き、農地利用最適化交付金事業について、事務局より説明願います。

参 与 それでは、農地利用最適化交付金事業について、私のほうから説明させていただきます。
 すみません、若干長くなりますので、座って説明させていただきます。
 皆様に、議案配付と一緒にクリップでとめた1セットをお配りしていると思います。
 「農地利用最適化交付金事業について」とある冊子、それから「農地利用最適化交付金事業実施要綱」とあります冊子、そして「農地利用最適化交付金事業に係るQ & A」という冊子、それから別紙1、それから別紙2の①、②、③とあるものを配付されていると思います。もし、ない場合は事務局に言っていただければと思いますけれども。
 それでは、こちらの「農地利用最適化交付金事業について」という3ページの冊子をもとに説明させていただきたいと思います。
 こちらの1番、趣旨・実施主体でございます。
 こちらにつきましては、要綱の1ページの第1、第2に詳細が書かれております。
 農業委員会等に関する法律が改正され、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置づけられたことから、新制度に移行した農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農地利用最適化交付金事業を実施するとあります。
 こちらにつきましては、担い手への農地の集積・集約、それから遊休農地の発生防止・解消、こちらの業務を行った場合につきまして交付金を出しますよということになっております。
 2番の内容でございます。

こちらは、要綱の1ページの第3に書いてあることをごさいますけれども、この農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、委員、推進委員の手当または報酬の財源として交付金を交付するというものであります。

今まで皆様に現在も支払っております報酬とは別に、新たにこの交付金で報酬の財源にして皆様に配付、配っていいですよという中身になっております。

こちらの交付金なんですけれども、下に図がありますけれども、大きく2つあります。一つが活動実績に応じた交付金、もう一つが成果実績に応じた交付金というものでございます。

1番の活動実績に応じた交付金でございますけれども、こちら、要綱の1ページの、1ページから2ページ第3の1の(1)のアからオとほぼ同じ内容でございます。農地利用の最適化に向けた次の活動を実施した農業委員会を対象に交付するというものでございます。

冊子では①から⑤でございます。要綱ではアからオになっておりますけれども、こういった活動を皆様方が実際に行った場合に、それに対して交付金を渡しますというものでございます。

ページまたいで申しわけないんですけれども、2ページ目に、箱の中に例として載せてございます。

具体的な例といたしましては、一番よくあると思っておりますけれども、例えば、農地、農業経営規模の縮小ですとか、農業廃止に伴って、農地を借りてほしい、もしくは買ってほしいと相談を受けた場合、皆様方が相談を受けて、実際に買ってくださる方、借りる方を探して契約に結びつけるというような活動。それから、農業者の意向調査等、こちらについて、例えばうちのほうで意向調査出したものに関して委員の皆さんや推進委員の皆さんが地域の農家さんからそれを預かってこちらに持ってきてくれたというようなのも活動の対象になると。それから、圃場整備の会議への出席、これは圃場整備がある地域のみとなりますけれども、そういったもの。それから、人・農地プランに関連する会議。それから、遊休農地についての相談、解消活動、こちらは農地パトロールも含まれます。それから、新規参入者からの相談、それから、相続、贈与、転用等の相談、こういったもので、実際に皆様方が活動してくださった時間分、交付金を交付するという内容になっております。

星印として、認められないものとありますけれども、こちら、別団体の役員等として報酬をもらっている場合は対象外です。例としては、土地改良区の例えば理事になっているんですとか、役員になっているということで、土地改良区側として会議に参加したというものについては、これは対象外ですよということになっております。

それから、ちょっと戻って申しわけないんですけれども、1ページの⑤にあるとおり、本日のような総会ですとか、専門委員会ですとか、そういうものも申しわけありませんけれども対象外ですよということになっております。

こちらの補助金なんですけれども、要綱2ページの3の1の(2)にあるとおり、上限が定められております。農業委員及び推進委員の人数掛ける6,000円掛ける12カ月ということで、大仙市は、64名掛ける6,000円掛ける12カ月ということで、406万8,000円、理論上はこちら上限でもらえますよということになります。

こちらの要綱にはちょっと詳細な記載はないんですけれども、実際の申請につきましては、皆様方が活動した日数掛ける単価によって交付金を申請してくださいとございます。こちらの交付金につきましては、また後ほどこちらを更新させてもらいたいと思っておりますけれども、あくまでも日数掛ける単価というのが基本になっております。それから、ここにも書いてあるとおり、あくまでも農業委員会に来る交付金でございますので、64名の方が活動した時間掛ける単価ということで大仙市農業委員会として申請するということになります。

次に、もう一つのほう、成果実績に応じた交付金というものでございます。

こちらは、要綱の3ページの第3、2(1)から(2)に細かく書いてございます。

農地利用の最適化に向けた活動の実施により、つまり、上記の活動をした結果、次に掲げる成果を上げた農業委員会を対象に、最適化に向けた活動を実施していることを確認できた場合交付するとあります。一つが担い手への農地集積、一つが遊休農地の発生防止・解消とあります。

成果実績に応じた交付金は、次の計算方法により得られる額とすると。算定額イコール委員及び推進委員の数掛ける1万4,000円掛ける12カ月掛ける評価点割る9とありますけれども、こちらの評価点につきましては、詳細につきましては要綱の9ページから12ページに細かく、非常に細かく書いておりまして、ちょっとこちらのほうは、本日は説明は省かせていただきたいと思います。簡単に言いますと、委員や推進委員の皆さんがあっせんしたり紹介したりしまして、担い手に農地が集積した場合、つまり、売った、買った、それから利用権を設定したという場合、その面積に応じて、多ければ高くなるんですけども、点数が得られて、上記の計算式によって申請額が決定しますということになります。

ここで、担い手ということの定義でございますけれども、皆様ご承知かもしれませんが、各市町村における担い手及び農地利用の実態に関する調査の実施、別紙2とあるんですけども、こちら、国・県で行っている調査物でございます、この調査によって、最終的に大仙市では65%の集積率ですよというものが出る調査物でございます。こちらに載っている方、こちらの対象となっている担い手の方を「担い手」と呼びますよ。具体的には、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織、こういった方のことを「担い手」と。つまり、こういった方が受けたものでないと集積農地だと認められませんよということになっております。

3ページに行きまして、こちら、Q&Aの5ページに書いてあるところですけども、農業委員会の活動による農地集積面積というのは具体的にどういうやつなんですかと書いて、答えがあるとおりなんですけれども、農地の出し手が、農業委員会、委員または推進委員の活動によって利用集積されたことを確認し、新規か否かにかかわらず、担い手へ利用集積された農地をいいますとあります。ここで、ちょっとチェックしていただきたいのが、必ず委員や推進委員の皆さんが活動して相手を見つけたというものでなければ対象外ですよと、相対で決めたものは対象外ですよと。それから、相手の方が担い手でない場合、下のほうにも書いてありますけれども、貸し付けた場合であっても担い手でない者に貸し付けた場合は、その集積面積ではありませんということになっております。

それから、もう一つQ&Aあるんですけども、農地中間管理機構を活用した場合はどうなるんですかというQ&Aにおきましては、農地中間管理機構の場合は、もう中間管理機構に貸した時点でこの面積として取り扱うというふうになっております。極端な話でいえば、受け手さんが担い手でなくても、中間管理機構へ出した時点でもってその面積に加算されますよということでございます。こちらは、県のほうにも確認して、これで間違いないということで確認をしております。

ここで、先ほども言いましたけれども、委員や推進委員が活動によって集計された農地のみしか扱わないということでもありますし、一方で、その農地を委員や推進委員みずからが受け手となりました、それで、委員、推進委員の皆さんが担い手であった場合でも、これも加算して構いませんと。また、その農地を借りてくださいと言って、委員の方が、じゃ、私が受けますと言った場合でも、これも集積面積として取り扱いますよということになります。

続きまして、3の留意点ということでございますけれども、こちらについては、要綱6ページの第7の(1)、(2)についてありますが、この活動実績に応じた交付金により手当または報酬が支払われる農業委員及び推進委員については、活動年月日、活動時間及び活動内容を把握し、活動記録簿を作成するものとする。それから、農業委員会は、別添の1の(2)の農業委員会の活動による農地集積面積の把握に際しては、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理の上、確認するものと

するとあります。

早い話が、ちゃんと記録をつけて証拠を残しておいてくださいということでありませう。こちら側のQ&Aの4ページにある資料についてということで、では、実際どんな資料を想定しているんですかという問いにつきまして、答えとしては、①から③までである、要は書面をつくってくださいと。当然ですけれども、出し手に確認していただいた書面ですよと書いてあります。ここで言う確認というのは、おわかりだと思いますけれども、単に見て納得したというのではなくて書面をもらってください、もしくは押印をしてくださいというようなものとご理解していただきたいと思ひます。

4ページに行きまして、ただいまのこの3の留意点、結局交付金を申請する場合には、皆様がいつどこで何時間活動したのかというのをこちらで把握させていただかなければならないこととなります。そのため、こちらとして、委員及び推進委員へのお願いといたしまして、別添の1でございませうけれども、活動報告書、こちらを毎月皆様方が活動したものを記録して記載して、翌月5日までに事務局及び分室へ提出していただきたいというものであります。

別紙1のところに例としてこのように書いております。活動した時間、矢印を記載していただきまして、右のほうに農地利用最適化推進活動として、①意向調査、②出し手、受け手の相談調整と、一応書いております。例の場合は、1日の10時から10時半までの30分までに受け手と出し手の相談があったと。それで活動しましたと。同日の6時半から8時まで1時間半、④土地改良区の会議に出席したと。右のほうに記載していないですけれども、具体的詳細にこういうことをやりましたということに記載していただきたいというものであります。

それから、もう一点、こちらですけれども、注として書かせていただいておりますけれども、活動実績の対象となるもの、ならないもの、いろいろあります。まだ正直、これは丸でこれはバツでというのをはっきりと言えるものもありますし、グレーのものも結構あるようでございませう。そのたびに、事務局に要するに聞くというのもちょっと手間になろうかと思ひますので、確実に対象外であるものは書かなくても結構なんですけれども、判断が難しい、もしくはグレーだなというものを全てを記載していただきたいと思ひます。これは対象外だというものがあれば、事務局のほうで申請の際に、申しわけないですけれども、この時間を省かせていただくというやり方をとりたいたいと思ひております。

それから、注2としましては、活動時間につきましては、30分を最小単位としていただきたいと思ひます。それから、こちらに書いています1日7時間45分とするというものですけれども、これ、先ほどちょっとお話ししましたけれども、活動実績の交付金を申請する際には、日数掛ける単価で国・県に申請します。ただ、この場合、皆さん、何時間という、月何時間、1年間何時間活動したということになりますので、じゃ、それを日数に変換しなければならないわけでございませうけれども、基本的には1日7時間45分、こちらにつきましては、今、我々、一般職公務員が1日7時間45分としておりますので、こちらを採用させていただいたというものでございませう。

次に、丸点の2つ目でございませうけれども、委員、推進委員がみずからあつせん等により農地の売買や利用権がまとまった場合、つまり、成果実績の対象となったという契約をまとめたんだという場合は、事務局または分室に連絡をしていただきたいと。誰それさんと誰それさんの利用権がまとまりましたと、近いうちに契約に行くと思ひますということを一言お知らせ願ひたいと。それで、事務局や分室は契約等必ず来庁していただきますので、その際に、別紙の2にあるとおり、確認したというこの書類、確認書から相手方から住所と氏名と判こをいただくこと。これにより、先ほど、留意点でもありました、間違いなくこの委員さんからあつせんをもらったんですよという証拠として事務局で交付の申請をする際に、国に提出したいと考えております。こちらにつきましても、明らかにこの方は担い手ではないとわかれば別にいいんですけれども、担い手というのは結構毎年変わったりするものですから、できれば、まとまった

らば、全件事務局もしくは分室に一言お願いしたいと思います。近くの方であれば、また判こもらったりできますけれども、遠距離の方の場合はどうしてもなかなか書類もらえないというところもありますので、こちらの2点につきまして、この交付金を受けて支給、もらうに当たりましては、委員、推進委員の皆様のご協力が必要であるということで、お願いしたいところでございます。

次に、ローマ数字の5番、支給についてということでございます。

交付金は、年度末に事務局が申請いたします。3月末に委員等への支払いが行われるということになります。ですから、毎月来るというわけではなくて4月から2月までの間は条例で定めております月額報酬が皆様に支払われるわけですが、3月の報酬には月額プラス交付金が、上乘せ分を加えて支給するということになります。

それで、算定とありますけれども、こちら、ちょっと先ほどもお話ししましたけれども、活動実績交付金は、活動日数掛ける単価となっております。こちらのほうの単価なんですけれども、国の申請書には一言、常識を超えない妥当な項目に基づき設定する金額にしてくださいと書かれておりまして、幾らにしなさいとはちょっと一言も書いておられない状況でございます。こちらについて、先行している市町村さんですとか県のほうに確認したところ、どうも、ことしからは6,000円で統一してくださいと、各市町村で、例えば大仙市は6,000円だけれどもお隣の市は5,000円だったと、お隣の町は7,000円だったとなれば、ちょっとこれは違うんじゃないかということで、県のほうから6,000円で統一してくださいとちょっと話があったということをお伺いしております。そのため、6,000円という単価で大仙市も申請したいと考えております。先ほども言ったとおり、農業委員会の活動時間の総計、皆さんが64名、年間活動した時間、割るところの日数に割り返しますので、7時間45分掛けるところの6,000円、これが大仙市に入ってくるということでございます。

それから、成果実績交付金ですけれども、こちら、先ほども言ったとおり、皆様が頑張ってお集積していただければ、それだけ点数が上がって多くなるわけでありまして。こちら、ちょっとなかなか幾らということとは言えないんですけれども、その法定によって決定することになります。

次に、支給額でございます。

こちら、農業委員会に、ですから皆様方の活動と成果によって交付金が入ってくるわけでございますけれども、では、どのように皆様に支給するのかということでございます。

要綱の6ページの第7(3)にもあるとおり、交付金の交付を受けた市町村は、農業委員及び推進委員各人の農地利用の最適化に関する活動及び成果の実績に応じて手当または報酬を支払うよう努めるものとする。また、市町村は、本事業が農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進することを趣旨としていることに鑑み、農業委員及び推進委員の手当または報酬については、業務に見合う適切な水準となるよう努めるものとする。どう分けるということは一言も書いておられないわけです。

Q&Aの1ページであります問2でございます。

こちらのほうにも、活動実績に応じた交付金や成果実績に応じた交付金については、一律に支給して構わないのですか。また、どのような基準に基づいて支給すればいいのですかと、当然あるわけでありまして、答えとしては、国・都道府県、国は都道府県に対し、その活動や成果の実績を指標とし、交付金を交付すると。都道府県は市町村に交付すると。市町村においても、国の配分基準の考え方及び報酬が勤務に対する反対給付であることを踏まえ、農業委員及び推進委員の活動日数等に基づいて支給していただくことが基本と考えます。要は、活動日数、活動時間に基づいて支給するのが基本ですと、一応答えいただいております。

それで、じゃ、実際にどのように大仙市では分けるんですかとなったとき、先行市町村、県内でも幾つかあるんですけれども、ほとんどばらばらです、支給方法という

のが、そのため、役員の皆様には、こうやって分ければこんな感じでお金が来ます、こんなやり方だとこんな感じになります、結構多く例を提示しまして、最終的に決めていただいたところでございます。

まず、1番として、活動実績交付金については、国の基本どおり活動時間に応じて皆さんに案分しましょうと。10時間働いた方には10時間分、20時間働いた方には20時間分、1時間の方には1時間分と案分しましょうと。1円未満については四捨五入しましょうということになりました。

それから、成果実績に対する交付金でございます。こちらに関しては、支給額の2分の1に相当する額はみんなで均等で割って一律で配付しましょうと。これは100円未満は四捨五入しましょうと。その残り、約半分になるんですけども、こちらは活動時間に応じて案分しましょうと。1円未満は四捨五入と。

3番ですけれども、こういった四捨五入で計算したものでございますので、交付された金額と計算された額が一致しないという場合も当然出てきます。そういった場合には、最も活動時間が多い委員の支給額、つまり、もっともらう方なんですけれども、こちらで調整しましょうと。調整といっても1円とか2円とか10円とかのレベルなんですけれども、そちらで調整しましょうということで、役員会では決定させていただいたところでございます。

成果実績については、半分は平等で割って半分は活動時間で、活動実績は、全部を活動時間で案分するというように決定したというものでございます。

こちらの交付金事業を、来年度、平成31年度4月から行いたいと事務局では考えています。よって、先ほどの別紙1にあった活動報告書、こちら4月の頭には皆様方にお配りしますので、実際に活動しましたら記入をして、翌月の5日まで、5日休みだと思えますけれども、名前を書いてハンコをつけて事務局に出していただく、それを来年度12カ月やって交付金を申請したいと。それから、成果実績のほうも皆様があっせんした、仲介したという農地があった場合は、速やかに事務局、分室に報告をしていただいて、さっきの別紙2のとおりの確認書をいただいて、その実績に応じて申請したいと考えております。

以上、説明を、簡単ではありますが、終わらせていただきます。

参 与

今、うちの太田のほうから詳細な説明させていただいたところなんですけれども、いきなりかなりボリュームのある話で、皆さん、正直ぴんとこないというのが正直なところだと思います。

本当に超簡単にお話すると、この1ページ目の①から⑤までの活動をする国から交付金が来ますよと、交付金イコール皆さんの報酬という形でお支払いしますよというものでございます。

当然、今でも条例で決められている月額報酬あるわけなんですけれども、それとは別にいわゆる上乗せ報酬と言っていますけれども、上乗せ報酬として年度末に一括して皆様にお支払いしますよというものでございます。

これについては、計算式等いろいろあるんですけども、皆様には活動したものを報告書に記載していただいて、事務局に届けていただくと。その内容を精査してうちのほうで申請するというものでございます。

この際に、一つだけ皆様に理解していただきたいのは、あくまでも国の交付金のみの財源ですので、国の懐ぐあいによっては10のものが5に減額される場合も、3に減額される場合もございますので、自分の計算したのと違うなということも往々にありますので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

議 長

説明が終わりましたが、委員の皆さんから何か質問等ありませんか。推進委員の皆様からも質問ありましたらお願いします。

(なしの声)

議 長

ないようですので、農地利用最適化交付金事業については、今後、事務局の説明のとおりとさせていただきます。

議 長

そのほか、事務局から何かありませんか。

参 与

すみません、私のほうから3点お願いしたい点がございます。

本日お配りしております地域農業の将来（人と農地の問題）に関する調査についてと、A3もので1枚あると思います。

こちらにつきましては、昨年度、農地を入れていた個人に対して行いましたアンケートでございます。これは、県が行っております地域の未来を描くあきた農地利用最適化推進1・2・3運動に基づいたアンケート調査でございます。10月1日発行の農業委員会だよりも掲載しておりますけれども、今年度は、法人以外の個人の方、それにちょっと予算の関係で大変申しわけないんですけれども、今年度は東部地域、大曲、中仙、仙北、太田で実施したいとしております。こちらについては11月末ぐらいには郵送で送りたいと思っております。ぜひ、委員の皆様、推進委員の皆様のところにも届くかと思っておりますので、何とか回答方よろしくお願ひします。また、もし地域の農家の方から、何か来たというようなことがありましたら、アンケート調査ですということで回答するよう勧めてくださいますようお願いいたします。

それから、もう一つ置いていると思っておりますけれども、農業委員等の綱紀粛正についてというものでございます。

こちら、県の農業会議、全国農業会議から来たものでありまして、内容については、後でじっくりとごらんいただきたいと思ひます。ちょっと贈収賄がございますので、そういったことのないようにということでございます。

それから、最後でございますけれども、本日、推進委員の皆様も来ておりますので、ちょっと早い話ですけれども、来年の1月の話でございます。1月9日、総会を予定しているところでございます。本庁の農業振興課のほうから、この1月総会で農振除外の案件を上程したいと、今、内々に来ているところでございます。よって、例年であれば2月に行っていたんですけれども、1月総会も推進委員全員招集をしたいと思っておりますので、どうか予定をあけておいていただければと思ひます。

また、この日の総会終了後、毎年やっております新春懇談会も開催する予定でございます。こちら、市長、副市長、それから議会議長、副議長、企画産業常任委員の皆様にもご招待をするものでございますので、ぜひともこちらにも参加していただきますようよろしくお願ひいたします。

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。
小笠原さん。

小笠原委員

推進委員の小笠原です。

このたび、去る9月30日、私の父の葬儀に当たりまして、ご香典等を賜り、農業委員会を初め、農業委員並びに推進委員の皆様には大変ご迷惑かかったと、この場をおかりしてお礼申し上げたいと思ひます。

本当にありがとうございました。

議 長

ありがとうございます。
ほかにありませんか。
田村委員。

田村委員

すみません、個別に聞いていい話なんですけれども、きのう、高齢化になってもうやれないと、田んぼ何とかしてもらいたいという人が1人来たんですけれども、今、

農地中間管理機構、当然、勧めるわけなんですけど、今、要件ちょっとどういうふうになっているのかという。せっかくたくさんの人いるうちに、今の要件をちょっと教えてほしいなというふうに思います。

参 与

ご質問の件につきましてですけれども、まず、中間管理機構の要件についてはまず以前と変わらず、あと離農給付金という形で、まず1反歩2万円の農地、自作地以外を達成した方にはまず給付金が交付されることになります。

一応、見通しとしてですけれども、ちょっと来年度のことについては、まだはっきり明確なものは来ておりませんが、ただ離農給付金については、若干やっぱり減額になるのではないかという話が来ています。

それで、まず、当初の計画であれば、11月、今回の総会まで中間管理機構に貸し付けした農地については離農給付金を、1人については離農給付金を交付するという事になったんですけれども、ちょっとやっぱり時間の都合でいろいろ間に合わなくてぎりぎり12月の農業委員会の総会までについては30年度の単価で交付するという事で話になっております。

よろしいでしょうか。

田村委員

わかりました。

減額になってもまずちょっと済むというのはあるんです。それになると、説明しないと。だから今すぐやらなきゃいけないのか、3カ月後でも大丈夫なのかというものをちょっと、その辺あたりです。

参 与

すみません、県のほうから直接うちのほうに何か話とかはないんですけれども、うちの公社の担当者から聞いた話では、若干の減額にはなると思うんですけれども、その分、耕作者集積協力金だとか、そちらのほうに財源を回すということで、若干減額にはなるんですけれどもということで、具体的な金額まではまだちょっと教えていただけていない状況です。

田村委員

ゼロになるということはないですね。

参 与

ゼロではないということは内々にお話は来ている次第でございます。

田村委員

ありがとうございました。

議 長

ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして、第18回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦労さまでした。

(午前11時36分 閉会)